

保存期間：3年
(令和7会計年度末)
令和4年10月4日
調査課

移転価格事務運営要領の 改正について(金融取引)

調査課 税制改正PT

目次

• 指針改正の背景	1
• 指針改正の全体像	2
• 金銭貸借取引についての留意事項(指針3-7(1))	3
• 債務保証等についての留意事項(指針3-7(2))	4
• 財務上の活動についての留意事項(指針3-7(3))	5
• 金融取引に係る独立企業間価格の検討の際の留意事項(指針3-8)	6-8
• 金利(利息)とは?	9
• 各種金融データベースの概要	10
• 事例①金銭貸借取引	11
• 独立企業間価格(金利)の算定方法①	12
• 取引当事者の信用力(格付)の評価方法	13-15
• 比較対象取引と国外関連取引との間の差異調整について	16
• 独立企業間価格(金利)の算定方法②	17
• 独立企業間価格(金利)の算定方法③	18
• 事例②債務保証取引	19-20
• 事例③キャッシュ・プーリング取引	21-22
• 経過措置の取扱い	23-24
• (参考)改正前の指針3-8	25
• (参考)用語集	26-27

移転価格事務運営要領（以下「指針」）改正の背景

【OECD移転価格ガイドライン(以下「TPG」)の改訂】

- TPG第10章に、金融取引の独立企業原則の検討に当たり、棚卸取引と同様、第1章に基づき、**「取引の正確な描写」(※)を行う必要性**が明示されました。
- TPG第10章に、**各種金融取引**(金銭貸借、債務保証、キャッシュ・プーリング、キャプティブ等)の**「取引の正確な描写」に関するガイダンス**が示されました。

※取引の正確な描写において検討すべき諸要素(TPGパラ10.17):

当事者間の商業上又は財務上の関係等の特定、契約条件、機能リスク分析、金融商品の特徴、経済状況及び事業戦略

【指針改正のポイント】

- ① 金融取引に対する調査を行う場合でも、経済的に重要な諸要素を検討して**取引内容を正確に把握することを明確化**
- ② 金銭貸借取引、債務保証取引、キャッシュプーリング取引等**主な金融取引に係る独立企業間価格を算定する場合の留意事項を明確化**

指針改正の全体像

【改正事項の概要】

①金融取引における移転価格調査の留意点の明確化【指針3-7】

金融取引においても、「取引の正確な描写」に必要な諸要素に加え、利率に影響する内容等を把握し、移転価格税制上の問題点の有無を検討する必要性を明確化しました。

②金融取引に係る独立企業間価格の検討を行う場合の留意事項の明確化【指針3-8】

➤ 「取引の正確な描写」を踏まえた、最適な方法で独立企業間価格を算定すること、
➤ 現実に行われる取引から比較対象取引を見出せない場合に市場金利等を用いて想定した取引を比較対象取引とすること、

➤ 独立企業間価格(ALP)算定の留意事項を明確化

○ 信用格付等の利用

○ グループに属する付随的便益

○ 債務保証の独立企業間価格算定時に勘案する事項

○ 財務上の活動の便益の配分

○ 見積もり上の利率又はスプレッドを取得する目的での銀行照会の利用を否定 等₂

金銭の貸借取引についての留意事項【指針3-7(1)】

- 法人と国外関連者との間で行われた金銭貸借取引について、取引の正確な描写を行う場合、措置法通達66の4(8)-5(金銭の貸付け又は借入れの取扱い)の諸要因に配意する。

【措置法通達66の4(8)-5の概要】

比較対象取引と国外関連取引の以下の諸要素が同一ないし同様であること。

- ✓ 通貨
- ✓ 貸借時期
- ✓ 貸借期間
- ✓ 金利の設定方式(固定or変動、単利or複利)、利払方法(前払いor後払い)
- ✓ 借手の信用力
- ✓ 担保及び保証の有無
- ✓ その他の利率に影響を与える諸要因

債務保証等についての留意事項【指針3-7(2)】

- 法人と国外関連者の間で行われた**債務保証等**(一方の者による他方の者の債務の保証これに類する行為)について取引の正確な描写を行う場合に、**債務の性質及び範囲、債務保証等**が法人又は国外関連者に与える影響に配慮する。

【対象となる債務保証等】

- 債務保証の形態に限られず、以下の性質を持つ保証と同様と認められる取引(保証類似取引)も含まれる。
 - ① **保証等が法的な責任を伴ったものである**
 - ② **保証を受けた債務者の信用力が向上している**

例えば、**キープウェル契約**や**経営指導念書**も(上記の性質が認められれば)含まれることとなる。

【(参考)平成14年5月24日裁決の裁決文】

本件各キープウェル契約の締結等は、保証取引と契約形態は異なるものの、(…)実質的に保証があったとした場合と同程度の法的責任を負う。

財務上の活動についての留意事項【指針3-7(3)】

【キャッシュ・プーリング取引を念頭にした留意事項】

- 財務活動に関して、取引の正確な描写を行う際は、利害関係者間の調整・代理活動^(※)も含め、役務提供に関する移転価格上の取扱い(指針3-10及び3-11)を踏まえて行う。

(※)【利害関係者間の調整・代理活動の例示】

法人が非関連者の金融機関から調達した資金を国外関連者にパススルーするような仲介取引機能(TPGパラ10.100)

- 同注書にて、①グループ全体の財務活動に係る全体の状況の把握、②グループ内の相互作用による便益(グループシナジー)の有無の検討の必要性について記載されている。

【キャッシュ・プーリングとは?】

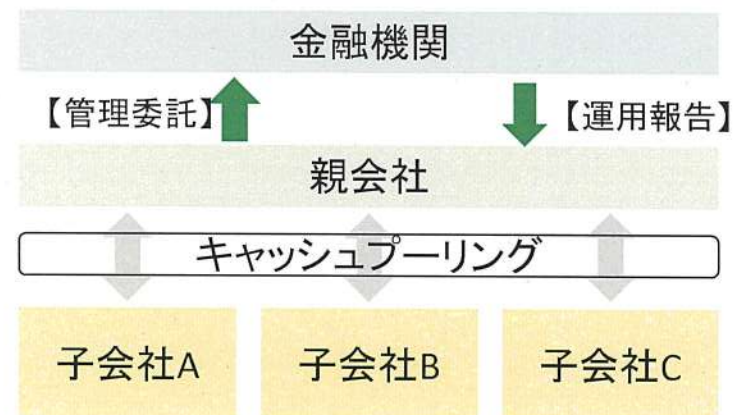
➤ 概要

グループの親会社の口座(統括口座)にグループ企業の余剰資金を集約し、資金不足の企業に融通する仕組み。

➤ 目的

グループ内の資金効率の向上。

【取引図】



金融取引に係る独立企業間価格の検討の際の留意事項【指針3-8】

【改正の概要】

- 金融取引に係る独立企業間価格を算定する場合も、指針3-7の検討を踏まえ、7つの事項(P7-8)に留意し、指針4-1に基づき最も適切な方法により算定することを確認的に明示されました。

留意点

- この取扱いの趣旨は、金融取引においても、「最も適切な方法」でALPの算定を行うことを明確化したものであり、改正前に行われていた、「貸手に付される利率」、「国債の運用利率」を用いた謙抑的アプローチの採用を排除するものではありません（平成18年10月26日付東京地裁判決）。
- 例えば、比較対象取引に関する「情報の入手可能性」や「類似性の程度」を勘案して、
 - ① 適切な「借手の信用力を基にした比較対象取引」が見いだせない場合
 - ② 付随的な便益を考慮した借手の信用格付が貸手の信用格付と同様と認められる場合においては、「貸手に付される利率」によるALPを算定することができる場合があります。

金融取引に係る独立企業間価格の検討を行う場合の留意事項(指針3-8)(概要①)

【3-8柱書(原則)】: 金融取引全般

金融取引について、措置法通達66の4(3)-3の諸要素の検討を踏まえ、最も適切な方法でALPが算定されているか検討する。

【3-8(1)(市場金利等の使用)】: 金融取引全般

金融取引における比較対象取引を現実に行われる取引の中から見出せない場合で、市場金利等により比較対象取引を想定することができるときは、当該市場金利等を用いて想定した取引を比較対象取引とすることができる。

【3-8(2)(信用力の評価方法)】: 主に金銭の貸借取引・債務保証料等

取引当事者に係る信用力の比較可能性を検討する場合には、信用格付その他の信用状態の結果を表す指標を用いることができる。

【3-8(3)(リスクフリー利率)】: 主に金銭の貸借取引・債務保証料等

いわゆるキャッシュボックスのようなリスクのない貸手が受け取る対価は、リスクフリー利率程度とする。

金融取引に係る独立企業間価格の検討を行う場合の留意事項(指針3-8)(概要②)

【3-8(4)(リスクフリー調整後利率)】:主に金銭の貸借取引・債務保証料等
リスクフリー利率に借手のスプレッドを加算することにより、ALPを算定することができる(従前の簡易TP的な手法)。

【3-8(4)の想定図】



【3-8(5)(銀行照会の否定)】:主に金銭の貸借取引・債務保証料等
当局が、銀行照会により得た見積り上の利率又はスプレッドを用いて、ALPを算定することはできない。
※納税者が銀行照会で取得した見積り上の指標を用いてALPを算定していることのみを理由として、移転価格課税を行うことはできない。

【3-8(6)(保証料率の算定に勘案できるもの)】:債務保証料等
OECD移転価格ガイドラインにおけるイールド・アプローチ及びコストアプローチの例示

【3-8(7)(キャッシュ・プーリングの共通便益の配分)】:キャッシュ・プーリング
3-7(3)の検討により相互作用による共通便益が生じていると認められる場合、共通便益が当事者間で適切に配分されているか検討すること。

金利(利息)とは？

【金利の一般的な構成要素】

$$\text{金利(利息)} = \text{リスクフリー利率} + \text{スプレッド}$$

- リスクフリー利率とは、
 - ✓ 金融機関の資金調達コスト
 - ✓ 貸付期間1年以内: 短期市場金利
// 1年超: 長期金利
 - ✓ 短期市場金利の例: 無担保コール翌日物金利(オーバーナイトレート)
 - ✓ 長期金利の例: 10年物国債の金利
- 通貨、貸借時期、貸借期間等が国外関連取引と同じ条件の場合のリスクフリー利率は、XXXXXXXXXXにて、検索可能です。

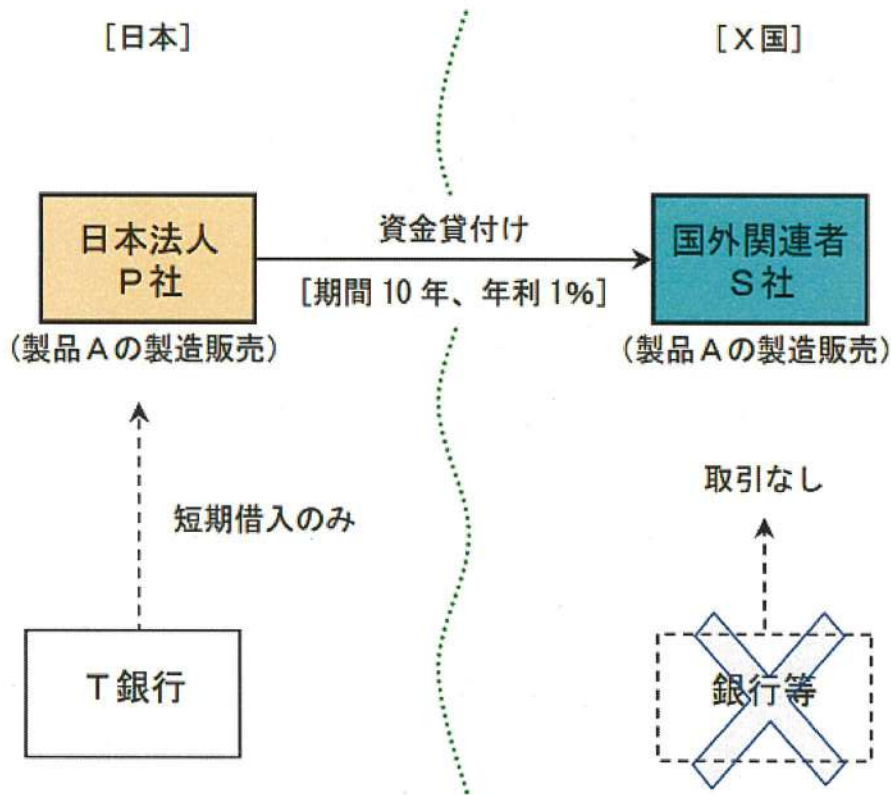
- スプレッドとは、
 - ✓ 金融機関の調達運用金利差(運用金利と調達金利の差)のこと。
 - ✓ 借手の信用リスクにより変動し、信用力が高くなれば低下する。
 - ✓ 指針3-8(4)によりALPを算定する場面において、借手の信用格付に基づく、スプレッドは、XXXXXXXXXXにて、算出可能です(都市四局に導入)。

各種金融データベースの概要

データベース	導入局	主な仕様・特徴	用途
[Redacted]	• [Redacted]	<ul style="list-style-type: none"> [Redacted] [Redacted] 	<ul style="list-style-type: none"> [Redacted] [Redacted]
[Redacted]	<ul style="list-style-type: none"> [Redacted] [Redacted] [Redacted] 	<ul style="list-style-type: none"> [Redacted] 	<ul style="list-style-type: none"> [Redacted]
[Redacted]	<ul style="list-style-type: none"> [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] 	<ul style="list-style-type: none"> [Redacted] 	<ul style="list-style-type: none"> [Redacted]
[Redacted]	<ul style="list-style-type: none"> [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] 	<ul style="list-style-type: none"> [Redacted] [Redacted] 	<ul style="list-style-type: none"> [Redacted]

事例① 金銭貸借取引【参考事例集 事例4《前提条件2》】

【取引図】



【前提条件】

- S社は、X国に所在するP社の製造関連者。
- P社はS社に、期間10年、年利1%（固定金利、単利）で貸付。X国通貨建て。担保なし。
- 原資はP社の自己資金。
- 信用格付は以下のとおり。
P社：A
S社：B
- [REDACTED]等で、国外関連取引と同時期にX国に所在する信用格付Bの法人が国外関連取引と同様の条件で借入した場合の比較対象取引の利率の平均値は3%。

独立企業間価格(金利)の算定方法① 【現実に行われる取引から比較対象取引を選定する方法】

【検討の順序】

①取引当事者の信用格付を確認する(事例①では、P社はA、S社はB)(指針3-8(2))(取引当事者の信用格付等の確認方法については、P13-15を参照)(注:P社の格付の確認は必須ではありません。)



② XXXXXXXXXXを用いて、国外関連取引と同様の条件(X国通貨、同時期、同期間、固定・変動、単利・複利、担保有無等)の外部比較対象取引を検索する。(定量分析)



③②の外部比較対象取引の内容を確認し、国外関連取引との比較可能性の有無を検討する。この結果比較対象取引の平均値(ALP)が3%と算定された。(定性分析)



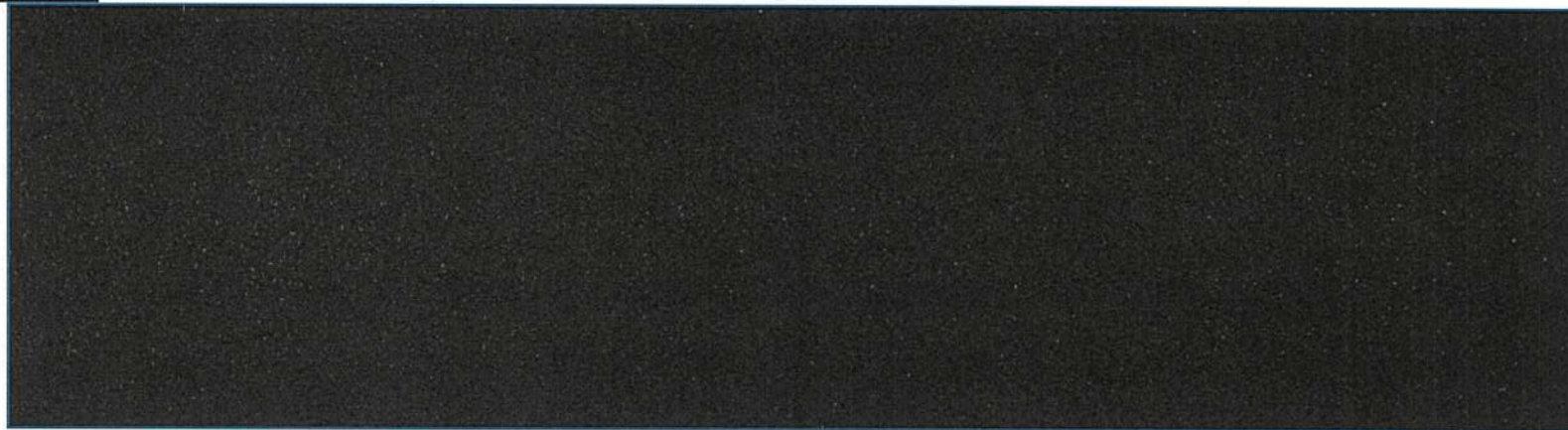
④仮に③の検討の結果、国外関連取引と比較対象取引の間に差異があり、その差異が価格に客観的に影響を及ぼすことが明らかで、当該差異が調整可能であれば、差異調整を行う。
(差異調整についてはP16を参照)

取引当事者の信用力(格付)の評価方法①

により借手の格付を算定する方法

都市四局に導入されたにより、取引当事者(調査法人及び国外関連者)の
を入力することで、借手の格付評価が可能です。詳細は、当PT作成の「金融データ
ベースマニュアル」をご参照ください。

【



！！注意！！

借手に係る定性的要素(親会社の出資比率、取締役会の役員に占める親会社からの役員の割合等)を入力せず、で算定した借手の信用力(格付)は、グループに属する付随的便益を考慮しない格付となり、これに基づいて選定した比較対象取引は独立企業価格と言えない可能性がある点に留意する必要があります。



取引当事者の信用力(格付)の評価方法②

信用格付業者 ██████████ が評価した格付を参照する方法

①信用格付業者のHP等をもとに、貸付開始日時点の、国外関連者(借手)の格付を確認。 ██████████

②国外関連者(借手)の格付がない場合、貸付開始日時点の、調査法人(貸手)の格付を確認し、例えば下記のようなS&Pグループ格付け手法(P15参照)を用いて、借手の格付けを評価する。

②の事例

調査法人の格付が「AA」のとき、

- ・国外関連者が中核事業体(※)の場合:調査法人と同等の格付「AA」
- ・中核事業体未満の「戦略的に重要な事業体」の場合:調査法人の格付を1ノッチ下げた格付「A」
となる。

(※)中核事業体:調査法人の企業グループの主力事業で、ターゲットとする市場に属する事業体。

(参考)S&Pグループ格付け手法

(参考文献:2019年10月1日付『S&Pグループ格付け手法』10パラ、45パラほか)

グループ内の位置づけ	定義	特徴	潜在的格付け
中核 (core)	<ul style="list-style-type: none"> グループの経営理念等と将来の戦略上不可欠。 あらゆる状況で、グループ内企業から支援を受ける可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 売却される可能性が非常に低い。 グループの主力事業と顧客基盤に密接に関わる事業や機能を有している。 ターゲットとする市場もグループと重なる。 	<ul style="list-style-type: none"> グループ全体の格付け (GCP) と同じ
戦略的に非常に重要 (highly strategic)	<ul style="list-style-type: none"> グループの経営理念等と将来の戦略上ほぼ不可欠。 ほぼすべての状況で、グループ内企業から支援を受ける可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 通常、中核 (core) の特徴のほぼすべてを備えているが、予想されるグループからの支援の程度がわずかに異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> GCPの1ノッチ下。 借手単体の格付けがGCPと同等以上であれば、GCPと同じ。
戦略的に重要 (strategically important)	<ul style="list-style-type: none"> ほとんどの状況で、グループ内企業から支援を受ける可能性が高い。 (他のグループ内企業と比べ、グループからの) 支援の度合いに疑問点がいくつかある。 	<ul style="list-style-type: none"> 売却される可能性が低い。 グループの長期戦略にとって重要。 事業運営にかなり成功している。あるいはグループの事業運営の見通しに照らして、中期的に成功する蓋然性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 借手単体の格付けの3ノッチ上 (ただし最大でGCPの1ノッチ下)
戦略的にやや重要 (moderately strategic)	<ul style="list-style-type: none"> グループ内企業からの支援を受けられるほど重要性は高くないものの、最低限の支援が提供される可能性はある。 	<ul style="list-style-type: none"> グループから支援を受ける特性を備えてはいないものの、予見可能な状況において支援を受ける可能性もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 借手単体の格付けの1ノッチ上 (ただし最大でGCPの1ノッチ下)

比較対象取引と国外関連取引との間の差異調整について

- P3のとおり、国外関連取引と比較対象取引は、措置法通達66の4(8)-5に掲げる諸要素(通貨、貸借時期、貸借期間、借手の信用力等)が同一又は同様である必要があります。

そのため、比較対象取引と国外関連取引との間で、この諸要素が異なる場合、指針4-4に定める「**客観的に明らかな差異**」に該当する可能性があるため、**差異の調整**を検討する必要があります。

差異調整を伴うALP算定方法(例)

- ■■■■■又は■■■■■を使用（都市四局配備済）
⇒①実在の債券(比較対象取引)の満期までの実質利回りを求める
⇒②借入期間(例:3年→5年)の差異、通貨(例:米ドル→ユーロ)の差異等の調整
⇒③②の差異調整後のリスクフリー利率+借手のスプレッドを求める

独立企業間価格(金利)の算定方法②

【リスクフリー調整後利率(金融市場における利率その他の客観的な指標(市場金利等))により比較対象取引を想定する方法】(指針3-8(1)後段、3-8(4))

を検索した結果、比較対象取引が存在しない、若しくは国外関連取引との間に価格に影響を及ぼす客観的な差異があり、当該差異の調整が困難な場合は、市場金利等を用いた想定取引を比較対象取引とすることが出来ます。

【ALPの算定方法】

P9のとおり、金利はリスクフリー利率とスプレッドにより構成されています。

- ① を用いて、通貨、貸借時期、貸借期間等の利率に影響を与える要素が国外関連取引と同様の条件で、リスクフリー利率を算出します。
- ②取引当事者の信用力(格付)等の諸要素をもとに、スプレッドを算出します。
- ③①と②を合計した利率がALPとなります。

独立企業間価格(金利)の算定方法③

【リスクフリー利率を比較対象取引とする方法】(指針3-8(3))

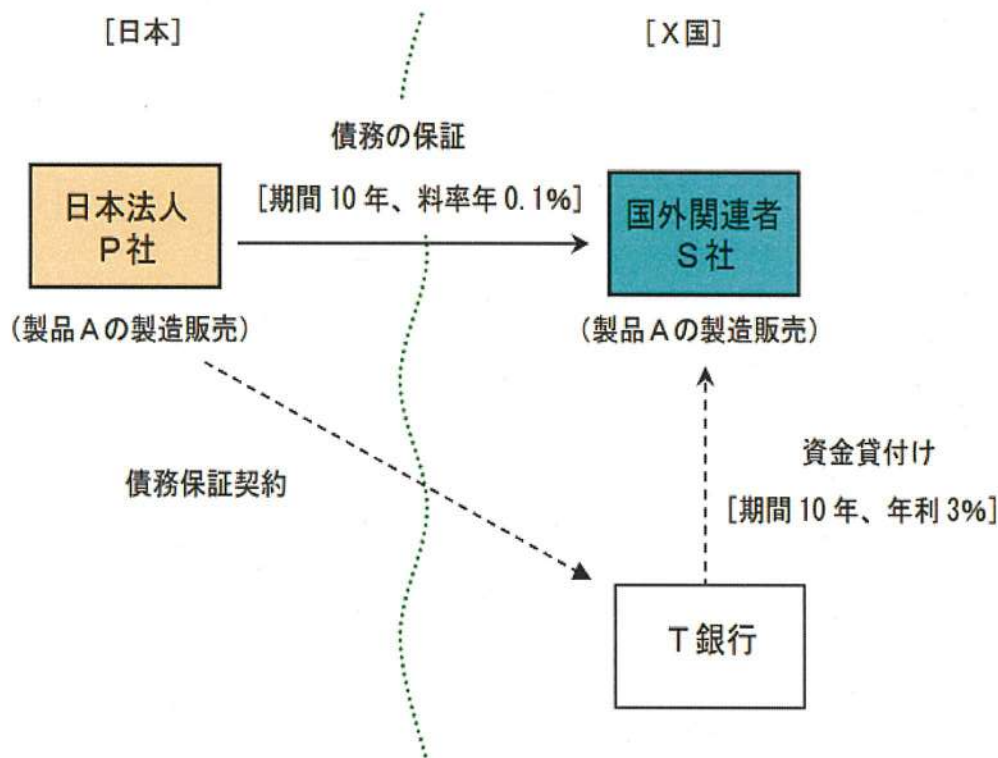
・ 資金提供者が投資に係るリスク管理をしていない、若しくは、金融取引の意思決定機能がない、いわゆる「キャッシュボックス」の場合、その資金提供者の利益は、リスクフリー利率程度とされています。リスクフリー利率は、例えば、政府国債や銀行間金利、金利スワップレートが挙げられます。

【ALPの算定方法】

・ この場合、P17中の【ALPの算定方法】①と同様、 又は を用いて、国外関連取引と同様の条件の下で、算出したリスクフリー利率がALPとなります。

事例② 債務保証取引 【参考事例集 事例4《前提条件3》】

【取引図】



【前提条件】

- S社は、X国に所在するP社の製造関連者。
- S社は、T銀行(非関連者)から期間10年、年利3%(固定金利、単利)で資金調達。
- P社はT銀行と債務保証契約を締結し、S社の債務不履行時は、債務全額の弁済を約束している。
- 信用格付は以下のとおり。
 - P社: A+
 - S社: A+((P社の)債務保証あり)
 - A(債務保証なし、付随的便益加味)
 - B(債務保証なし、付随的便益なし)
- 債務保証の対価: 10年、年間1回の保証料の支払い、料率は借入残高の0.1%。
- X国で国外関連取引と同様の条件での格付A+、Aの比較対象取引はそれぞれ3%、4%
- 金融データベースにより算出したS社の期待損失率は0.5%。

独立企業間価格(金利)の算定方法

【検討の順序】

① P社の保証を受けることにより、S社の信用格付がA(付随的便益あり)からA+(調査法人と同じ格付け)に上昇していることを確認。(指針3-7(2)注書)



② [REDACTED]を用いて、格付A(債務保証なし)、その他価格に影響を及ぼす諸要素は国外関連取引と同様の条件でそれぞれ外部比較対象取引を検索。(定量分析)



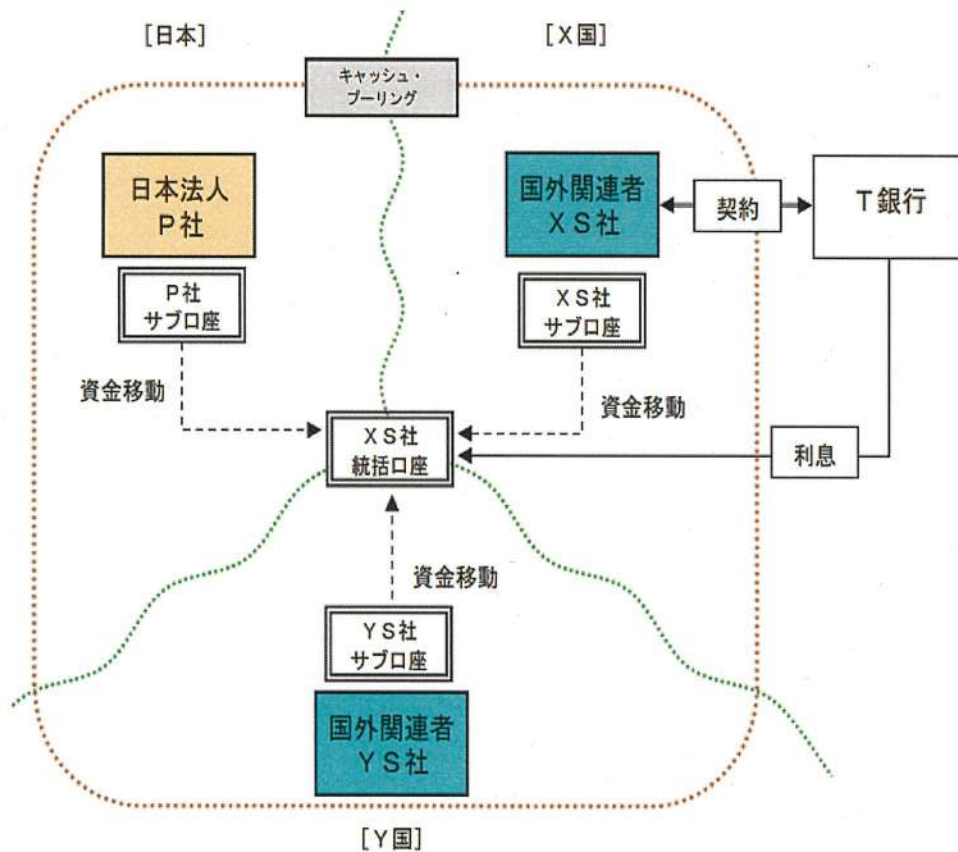
③ 比較対象取引と国外関連取引との機能リスク等の類似性を検討した結果、調達金利と格付Aの場合の比較対象取引はそれぞれ3%、4%であった。(定性分析)



④ ③の差1%(4%-3%: P社の保証の有無の違いによる利率の差)、S社の期待損失率0.5%の平均値0.75%が事例②のALPとなる。

事例③ キャッシュプーリング取引【参考事例集 事例7《前提条件4》】

【取引図】



【前提条件】

- XS社は、X国に所在するP社グループの資金管理を行う国外関連者。YS社は、Y国に所在するP社の製造関連者。
- P社、XS社、YS社との間でXS社をプールリーダーとする資金プーリング契約を締結している。
- P社、XS社、YS社の各サブ口座の余剰資金は、XS社の統括口座に集められ、残高不足の法人サブ口座に送金される仕組みとなっている。
- T銀行は、口座管理を行い統括口座の残高に応じ利息1%を支払う契約となっている。
- XS社は、P社、YS社に対して統括口座の預金利息を分配していない。
- P社、XS社、YS社のそれぞれの取引銀行の預金利息は年利0.5%となっている。
- XS社は、グループの資金異動の貸借記帳業務を行う対価として役務提供の総原価の5%をマークアップした金額をP社、YS社から受領している。

独立企業間価格(金利)の算定方法

【検討の順序】

①XS社が各社から受領する役務提供(グループの資金異動の貸借記帳業務)の対価(総原価の5%をマークアップした金額)は、ALP相当と認められる(指針3-11(1)へ)。



②XS社が統括口座の預金利息を各社に分配していないことは移転価格上の問題がある。



③現実に収集できる情報から、②の利息に関するALP算定手法は、「寄与度利益分割法と同等の方法」もしくは「残余利益分割法に準ずる方法と同等の方法」が最適な方法と考えられる。



④T銀行からXS社の統括口座に支払われる預金利息の金額から①の役務提供の対価を除いた金額をP社、XS社、YS社のサブ口座の残高/全社のサブ口座の預金総額などの割合をもとに適切に配分する。

経過措置の取扱い①(原則的取扱い)

- 改正後の指針は、令和4年7月1日以後開始事業年度の法人税の調査又は事前確認審査に適用されます。そのため、令和4年7月1日前開始事業年度の法人税の調査又は事前確認審査は、改正前の指針に従い、ALPの検討を行うことになります。

- [Redacted]

[Redacted]

- ✓ [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

- ✓ [Redacted]

[Redacted]

- ✓ [Redacted]

経過措置の取扱い②(留意点)

- 従来、借手(国外関連者)は銀行借入がないため、「借手に付されるであろう利率」が算定できないとして、貸手(納税者)の取引銀行等から入手した、「貸手に付されるであろう利率」でALPを算定していた場合が多くありましたが、改正前の指針においても、まずは「借手に付されるであろう利率」を優先して検討することとされている(P25参照)ことから、金融データベースが導入されたことにより、「借手に付されるであろう利率」でのALP算定が可能となる場合が多くなると考えられます。

《留意点》

- なお、銀行に照会して取得した見積り上の利率又はスプレッドについて、移転価格課税を行う際に使用できないことは、改正前の指針のもとでも同様であることに留意してください。

(参考)改正前の指針の3-8

・ 3-8 (独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法による金銭の貸借取引の検討)

法人及び国外関連者が共に業として金銭の貸付け又は出資を行っていない場合において、当該法人が当該国外関連者との間で行う金銭の貸付け又は借入れについては、必要に応じ、次に掲げる利率を独立企業間の利率として用いる独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法の適用について検討する。

- (1) 国外関連取引の借手が、非関連者である銀行等から当該国外関連取引と通貨、貸借時期、貸借期間等が同様の状況の下で借り入れたとした場合に付されるであろう利率
- (2) 国外関連取引の貸手が、非関連者である銀行等から当該国外関連取引と通貨、貸借時期、貸借期間等が同様の状況の下で借り入れたとした場合に付されるであろう利率
- (3) 国外関連取引に係る資金を、当該国外関連取引と通貨、取引時期、期間等が同様の状況の下で国債等により運用するとした場合に得られるであろう利率

(注)1 (1)、(2)及び(3)に掲げる利率を用いる方法の順に、独立企業原則に即した結果が得られることに留意する。

2 (2)に掲げる利率を用いる場合においては、国外関連取引の貸手における銀行等からの実際の借入れが、(2)の同様の状況の下での借入れに該当するときは、当該国外関連取引とひも付き関係にあるかどうかを問わないことに留意する。

(参考)用語集①

用語	解説
イールドアプローチ(P8)	<p>【債務保証取引】調査法人が子会社(国外関連者)等の債務保証を行うことで、①子会社等の信用力(格付け)が上昇し、②①により調達金利が低下します。イールドアプローチは、債務保証有無の調達金利の差(スプレッド)を算定し、便益を定量化しようとするもの。このスプレッドは債務保証料のALP(最大値)となり得ます。</p>
オーバーナイトレート(P9)	<p>【リスクフリー利率】 コール市場において、資金を借りた翌日に返済する取引に適用される金利。</p>
キープウェル契約(P4)	<p>【債務保証取引】 調査法人が、子会社(国外関連者)等に対して、資金不足になった場合に資金提供することを約束する契約。信用補完契約の1つ。子会社等の資金調達を親会社が支援することを目的として、子会社等の一定の財務状態を維持することを約束する契約。 ※調査法人と子会社等との間の契約で、第三者(債権者)との契約ではありません。</p>
期待損失率(予想損失率) (P19,20)	<p>【債務保証取引】[期待(予想)損失率=予想デフォルト確率×予想デフォルト時損失率] 債務者の信用リスクの評価に用いられます。下記の予想値を算出するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デフォルト確率 = 債務不履行(デフォルト)件数/貸出件数 ・デフォルト時損失率=損失確定額/デフォルトした貸出金額=1-回収率 ・回収率 = 回収金額/デフォルトした貸出金額

(参考)用語集②

用語	解説
経営指導念書(P4)	【債務保証取引】 子会社(国外関連者)等が第三者(金融機関等)から資金調達を行う際に、調査法人が子会社等の監督責任を認め、子会社等の経営指導等を約して第三者に差し入れる書類。
コール市場(P9)	【リスクフリー利率】 金融機関同士が短期(ex:1日単位)で資金の貸し借りをを行う市場。インターバンク市場(銀行間取引市場)の1つ。
コストアプローチ(P8)	【債務保証取引】 子会社(国外関連者)等が債務不履行に陥った場合に調査法人(保証人)に生じる予想(期待)費用を数値化しようとするもの。債務保証料は、調査法人に生じる予想(期待)損失及び当該信用リスクに伴う対価の合計額であり、 <u>債務保証料のALP(最小値)</u> となり得ます。